

議案第165号

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月5日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例

川崎市立看護大学条例（令和3年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「看護学部」の次に「（以下「学部」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「看護学部」を「学部」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「志願する者」の次に「（学部 に在学する者が大学院に入学を志願する場合（博士前期課程に在学する者が博士後期課程への進学を志願する場合を含む。）を除く。以下「入学志願者」という。）」を、「入学しようとする者」の次に「（博士後期課程に進学しようとする者を含む。）」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（大学院、研究科、課程及び標準修業年限）

第4条 看護大学に大学院を置く。

2 大学院に看護学研究科を置く。

3 大学院に博士課程を置き、これを前期の課程（以下「博士前期課程」とい

う。)及び後期の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。

4 大学院の標準修業年限は、博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年とする。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

1 学部における入学選考料、入学料及び授業料

区 分	入学選考料	入 学 料		授 業 料
		川崎市の住民	その他の者	
学 生	17,000円	141,000円	282,000円	年 額 535,800円
聴 講 生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単 位 14,800円
特別聴講生	/			1 単 位 14,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単 位 14,800円
研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額 29,700円

備考 1 川崎市の住民に係る入学料は、学部に入學しようとする者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入學の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合に適用する。

2 聴講生等の区分については、別に定める。

2 大学院における入学選考料、入学料及び授業料

区 分	入学選考料	入 学 料		授 業 料
	入学志願者	川崎市の住民等	その他の者	
学 生	30,000円	141,000円	282,000円	年 額 535,800円
科目等履修生	9,800円	14,100円	28,200円	1 単 位 14,800円
研 究 生	9,800円	42,300円	84,600円	月 額 29,700円

備考 1 川崎市の住民等に係る入学料は、次のいずれかの場合に適用する。

(1) 大学院に入学しようとする者（博士後期課程に進学しようとする者を含む。以下同じ。）又はその者の配偶者若しくは1親等の親族がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に住所を有する場合

(2) 大学院に入学しようとする者がその者の入学の日の1年前から引き続き本市の区域内に在勤する場合

2 学生に係る授業料において、第4条第4項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認められた者に係る授業料の年額は、当該履修を認められた期間に限り、本表に定める学生の授業料の年額に当該標準修業年限の年数を乗じて得た額を、当該履修を認められた期間の年数で除して得た額とする。

3 証明書交付手数料 1通 300円

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする改正規定、第4条第1項の改正規定、同条を第5条とする改正規定及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

川崎市立看護大学に大学院を置くため、この条例を制定するものである。